

○大町市生ごみ堆肥化等処理容器設置補助金交付要綱

平成3年6月24日

告示第21号

改正 平成5年3月30日告示第20号

平成8年5月17日告示第30号

平成10年3月31日告示第25号

平成12年3月29日告示第14号

平成14年3月26日告示第21号

平成27年3月3日告示第50号

(趣旨)

第1 この要綱は、生ごみ堆肥化等処理容器（以下「容器」という。）の設置を奨励して、排出者自らが生ごみの減量化と再資源化することを促進し、ごみに対する市民意識の高揚を図るため、容器の設置に要した経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて市費補助金交付規則（平成8年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「容器」とは、一般家庭、店舗、事業所等から排出される生ごみを排出者自らが堆肥化又は減量化することができる容器で、環境衛生上の配慮がされ、耐久性の良いものをいう。

(補助対象及び補助率)

第3 補助の対象及び補助率は、次に定めるところによる。

補助の対象	補助率
容量100リットル以上の容器の購入に要した費用	1/2以内 限度額 3,000円
容量100リットル未満の容器の購入に要した費用	1/2以内 限度額 2,000円
電気式又はその他の補助装置を用いた容器の購入に要した費用	1/2以内 限度額 30,000円

(補助金申請等)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、大町市生ごみ堆肥化等処理容器設置補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付等)

第5 市長は、第4による補助金申請等があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、その旨を大町市生ごみ堆肥化等処理容器設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(維持管理等)

第6 容器の使用に当たっては、ねずみ族、衛生害虫等の発生防止を行うとともに、悪臭等により周辺住民等に迷惑がかからないよう維持管理に努めるものとする。

2 容器による堆肥化物等については、適切に自家活用を図るものとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、公布の日から施行し平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月30日告示第20号）
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月17日告示第30号）
この告示は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日告示第25号）
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日告示第14号）
この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日告示第21号）
この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日告示第50号）
この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式 (省略)